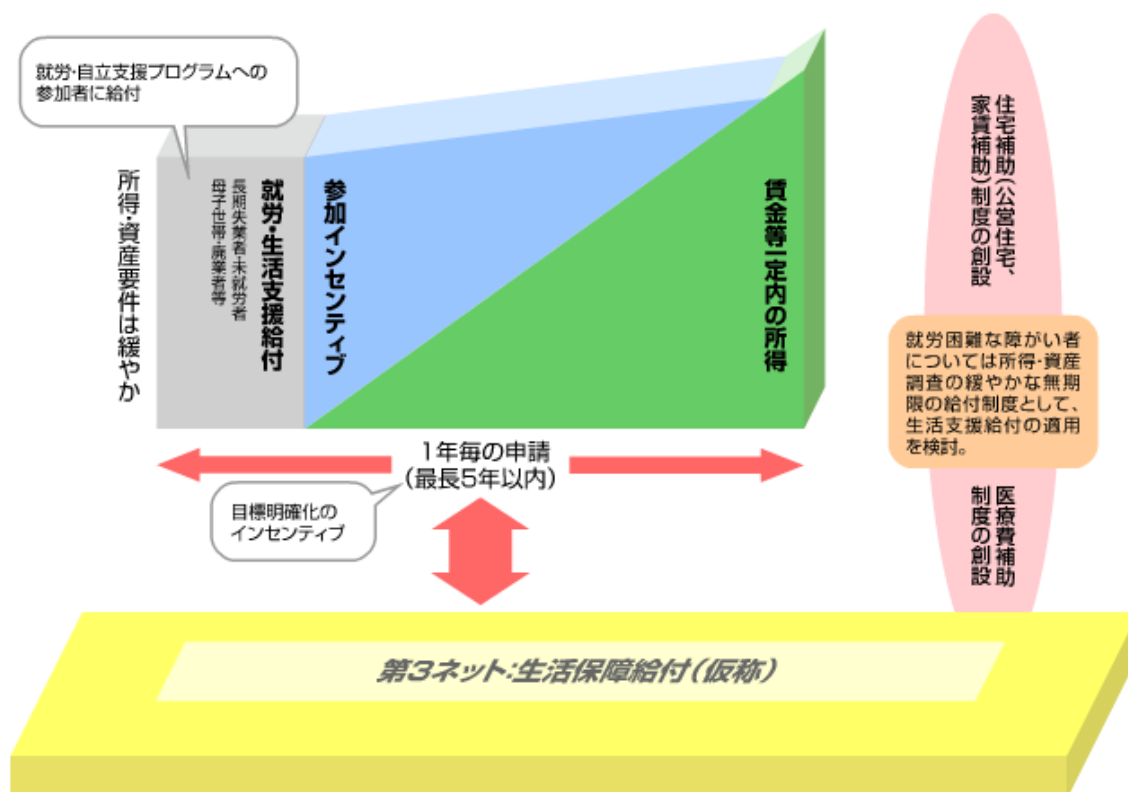


① 連合の提案する新たなセーフティネット

(3) 第2層ネットの「就労・生活支援給付」の考え方



第2層ネットの「就労・生活支援給付」制度は、EU諸国の若者に対する就労支援や失業給付(社会手当)などを参考に、雇用保険と生活保護制度との中間に位置するものとして、以下のような内容としています。

- ①対象者は、一定の所得・資産を下回る者(フリーター、日雇い派遣等の不安定雇用者、長期失業者、母子世帯、廃業者等)
- ②「就労・生活支援給付」は、現金給付と職業・教育訓練、生活支援(現物給付)
- ③「就労・生活支援給付」を受給するためには、各人の年齢、能力、経験、健康状態等に則して適切に策定した「就労・自立支援プログラム」への参加を要件とする
- ④現金給付の水準は、雇用保険の失業給付と生活保護基準(生活扶助)を勘案して定め、賃金等の収入に伴う穏やかな給付減額を行う(就労インセンティブ措置)
- ⑤給付期間は、最長5年とし、1年ごとに申請する